

# 撰津源氏一門

—軍事貴族の性格と展開—

元 木 泰 雄

【要約】 本稿の課題は、清和源氏の嫡流でありながら、ほとんど包括的に論じられたことのない撰津源氏一門の実態を通時的に解明してゆくことと、それによって軍事貴族層全般に関する段階区分を行ない、各時期の性格・特質を解明することの二点である。以下、撰津源氏の主要な一族ごとにその盛衰、変遷を論じつつ、右の課題に迫ることにする。ここで取上げるのは、頼光・頼国をはじめとして、頼綱以下の多田源氏、国房以下の美濃源氏、そして仲政・頼政の一流である。彼らは十一世紀初期には軍事貴族とは言っても軍事的側面をほとんど公的には表出させない「兵家貴族」段階にあったが、同世紀半ば以後、院・撰関家等の権門と結合し、その権門内外に対する爪牙として恒常的に軍事活動を行なうに至る。こうした段階を「京武者」と呼ぶことにする。京武者の武力基盤は狭隘で、彼らは在地領主一般には敵対する立場にあったのである。やがて、平清盛・源義朝らはこうした限界を突破し、広汎な地方武士を組織し得たが、撰津源氏一門は遂に京武者を脱却することはなかった。史料 六七巻六号 一九八四年十一月

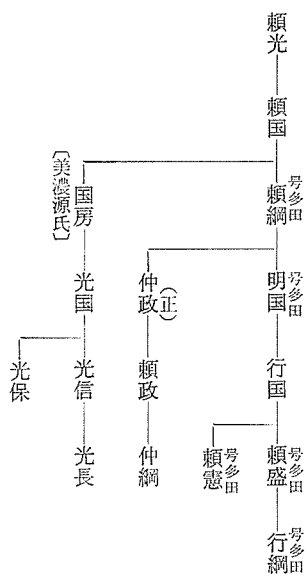
## はじめに

王朝貴族を震撼させた承平・天慶の乱によって、国家の軍事体制に大きな変化が生じたことは言うまでもないが、とりわけ重要な意味を有するのは経基流の清和源氏、貞盛流の桓武平氏、そして秀郷流の藤原氏といった有力な武門が、中央に並存するようになったことである。<sup>①</sup>以後彼らの子孫は——政争による淘汰・盛衰を経験しながら——官人として中央政界に関与するとともに、代々軍事を家職として国家の軍事力の中枢を担うことになる。平安時代後半における、こうした中央の官職を帯する武門を、「軍事貴族」と称することにしたい。<sup>②</sup>

さて、中央に成立した当初の軍事貴族のなかで、撰閥家にいち早く結びついて、その政治的謀略に加担し、政界における強力な地歩を築いたのが経基の嗣子満仲であった。そして彼の立場は三人の息男、頼光・頼親・頼信にも継承され、彼らは各々撰津・大和・河内源氏を称して分立、軍事貴族として繁栄したことは周知の通りである。就中、頼信に始まる河内源氏の一門は、代々辺境内乱鎮定に活躍して武名を高めたのをはじめ、後には武士政権確立の立役者頼朝を出すなど歴史上きわめて重要な役割を果たしたがゆえに、あたかも清和源氏本宗のごとく考えられていると言えよう。しかし分立の初期に官位の点で最も上位にあり、さらに満仲の本領とも言える多田荘を伝領していたこと等々から判断して、嫡流の地位にあったのは、やはり頼光の系統——撰津源氏に他ならないのである。

さて、この撰津源氏については、これまで頼光とその男頼国、そして治承・寿永の内乱の口火を切った頼政らに関する伝記が公刊されているのを除けば、一門の事蹟や変遷さえも十分に説明されたと言えない面がある。すなわち、本稿における第一の課題は、頼光以後の一門の政治的・軍事的な立場、さらに所領の性格等について時期を逐って具体的に検討を加え、その存在形態を解明することにある。なお、本稿では頼光の孫国房に始まる一門の支流美濃源氏一族も、史料に恵まれている上に特色ある活動を行なっているために、考察の対象とする。

一方、本稿における第二の、そしてより重要な課題は、撰津源氏一門の分析を通して軍事貴族層全般に関する政治史的な段階区分を行ない、各時期の性格・特質を解明することにある。とくに、軍事貴族層と、撰閥家、院をはじめとする荘園領主権門、そして在地領主層との関係に注目しながら考察してゆくことにする。これによって、平安後期の京に並存していた源氏・



『尊卑分脈』による

平氏等の諸々の軍事貴族の歴史的役割を考察し、武士政権成立過程を再検討する手掛りを得たいと考えるものである。

以上の目的に至るために、撰関期における頼光・頼国、院政初期における頼綱・国房兄弟、そして院政・内乱期における美濃、多田源氏の一族と源頼政の各時期に区分して論を進めてゆくことにする。

なお、本稿でふれる主要な人物を系図で略記すると前頁のようになる。

① この点については、拙稿「書評・井上満郎著『平安時代軍事制度の研究』」（『史林』六五—三所収）で論じた。

② この呼称は従来厳密な規定を行なわずに漠然と用いられ、定着してきたが、語義から考えてかかる規定が最も妥当と考えられる。また逆に本稿で軍事貴族と規定した存在について、「都の武者」、「棟梁級武士」といった呼び方がなされているが、その階層性が表現されず適切ではない。

③ それぞれ、『源頼光』（人物叢書）、『源頼国』（『古代文化』十九—六、二〇—三所収）以上鮎沢寿氏、多賀宗華氏著『源頼政』（人物叢

書）。これらによって各人物の事蹟・生涯等が詳細に論じられている。④ 前註③以外の研究としては、角田文衛氏「源頼綱の娘たち」、同氏「源経光の死」（ともに同氏著『王朝の映像』所収）などがある。また多田一族全体に関する記述としては『兵庫県史』第一卷（大山喬平氏執筆）、『川西市史』第一卷（熱田公氏執筆）によってふれられているが、簡潔な概観にとどまっている。

⑤ 美濃源氏については宮崎康充氏「古代末期における美濃源氏の動向」（『書陵部紀要』三〇号所収）において詳細な事蹟、郎等に関する研究があるが、本稿ではかかる成果に従って、一族の歴史的性格を分析する。

### 一 頼光と頼国——兵家貴族——

まず一門の始祖である頼光と、その嫡子頼国について論じることにする。もっとも、両者の事蹟・経歴等については鮎沢寿氏の研究に詳しいので、<sup>①</sup>本稿では彼らの貴族社会における立場と、軍事貴族としての性格との関係を中心に、簡単に取り上げるにとどめたい。

さて、当時の最も信頼すべき史料である日記類によって彼らの生涯を概括すると、軍事貴族としての活動や性格はほとんど見出されない。いずれも大國・上國の受領を数多く歴任し、位階は正四位下に至り、内昇殿も聴許されるなど、いわば最大級の成功を遂げた受領層の典型とも言うべき生涯が看取されることになる。さらに、寛仁二（一〇一八）年、道長の

土御門第竣工に際し頼光がその調度一切を献じたことに代表される、摂関家に対する彼らの経済的な奉仕が、その榮進の原因であったことは明白である。

もちろん、ほぼ同時代に成立した文学・説話等から判断して、頼光がすぐれた武人であったことは疑いないし、しかも彼は父満仲等と同様に、官職と無関係に警備活動に起用されたとも伝えられている。しかし、ここでは問題となるのは、頼光等軍事貴族のこうした性格・活動について——治安の紊乱者となる場合を除いて——道長以下の上流貴族がほとんどの記録に書き残さなかった点なのである。すなわち軍事貴族における「軍事」的側面は、当時の支配者にとってさせる関心の対象にならなかつたことになる。言うまでもなく、頼光・頼国が活躍した十一世紀初期の政治情勢は比較的安定したものであり、辺境内乱以外に大規模な武力を必要とする事態は存しなかつたのである。したがって頼光以下の軍事貴族層も、基本的には単なる中・下級貴族の一員と看做され、受領として収奪に励み、経済的な奉仕を期待される立場にあつたと言える。頼光らが、貴族社会に違和感なく存在し得たのはこのためである。

さて、以上述べたように、この時期の軍事貴族は軍事的側面を公然化することはなかつた。したがって軍事は彼らにとって非公式なものであり、公的な評価の対象ではなく、あくまで私的な家職にとどまっていたと言える。すなわち、緊急な盜賊追捕や警備はともかく、大規模な内乱鎮圧に際して追討使を任ずる場合、軍事貴族の軍事的力量よりも、その任務に相応しい官職を帯するか否かがまず考慮されており、軍事貴族の家職より、その官職が優越していたことになる。例えば忠常の乱において、「堪事」と評された源頼信を閣めて、平直方と明法官中原成道が檢非違使であるがゆえに派遣され、さらに頼信起用の際も乱地の近国・甲斐の国守任命を前提としていた等の事態は、右の点を裏付けるものである。かかる軍事貴族の立場は、官職と無関係に、院・朝廷等によって軍事的に起用される機会が数多く見られるようになる十二世紀以後の軍事貴族の場合と大きく異なるものと言える。そこで、こうした軍事的側面を公然化せず、貴族社会に違和感なく存した軍事貴族を、「兵家貴族」と規定して、以後と区別する。

最後に、頼光・頼国と撰閥家家政との関係について若干ふれておこう。頼光が兼家・道長等に対して経済奉仕を行なったことは先にも述べたが、しかし、家司等としてその家産機構に組み込まれた明証は存していない<sup>⑩</sup>。そればかりか、春宮時代から勤仕したとは言え道長と政治的に対立した三条上皇に院別当として奉仕しているのである<sup>⑪</sup>。このように頼光は必ずしも撰閥家の家産機構には密着せず、「大臣・公卿ヨリ始テ世ノ人皆此レヲ用イ」たと伝えられる父満仲と共通した立場を示している。これに対し、頼国は一貫して道長の女彰子に仕えているし、若き日に春宮敦成親王（彰子の所生、後一条天皇）蔵人も経験するなど、常に道長一門の家産機構に属していたのである。彼が道長の私的制裁を補助した事例もあり、父頼光に比して撰閥家との関係を深めていた事は疑いない。こうした姿勢は頼国の後継者と考えられる頼綱に継承されてゆくことになるのである。

以上、頼光・頼国は軍事貴族に属するとは言え、軍事的な事蹟を殆んど記録に残さず、一般貴族と何ら変わりない活動・官歴を辿ったことになり、兵家貴族を全うしたと言える。しかし、十一世紀後半以降の政治情勢の緊迫に伴って、この一門の存在形態も変化することになるのである。そこで、次章では頼国の多くの男子の中で、最も史料に恵まれ、軍事貴族としての性格を継承した二人——頼綱と国房を取り上げて、一門の性格の変化について論じることにする。

① 鮎沢氏著『源頼光』（人物叢書）、同氏「源頼国」『古代文化』十九一六、二〇—三所収）

② 『小右記』寛仁二年六月二十日条。

③ 詳細については鮎沢氏前掲書参照。

④ 『栄華物語』によると、長徳二年の伊周・隆家兄弟の逮捕に際し、頼光は衛府詰所で警衛に当たったと言う。なお満仲等の警察活動については、福田豊彦氏「王朝軍事機構と内乱」『岩波講座日本歴史』第四卷所収）に詳しい。

⑤ この時期の軍事貴族の治安紊乱者のな性格、及び京・所領における

存在形態等については、高橋昌明氏「伊勢平氏の成立と展開」『日本史研究』一五七・八号所収、のち同氏著『清盛以前——伊勢平氏の興隆——』第一章に転載）において、平維衡及び致頼らの活動を通して詳細、かつ包括的に論じられている。

⑥ この時期には大衆喧嘩はまだ発生しておらず、内乱以外では大衆、盗賊追捕等が京において最も武力を必要とする事件であった。

⑦ それゆえに、軍事貴族は自身の判断によって子息を武人以外の地位につかせることもあり得たのである。例えば、『中外抄』に「頼信、子三人。太郎頼義を武者ニ仕御を。次郎頼清をハ蔵人ニ成給、三郎

「字ヲト、不用者テ候之由、申字治嚴了」とある。

⑧ 『左経記』長元元年六月二十一日条に、「定可奏居言住下野平忠経等

追討人々上達部中御勢前守頼信朝臣堪事之由、而仰以右衛門尉

平朝臣直方、志中原成道、共候非可遣之由、右大弁奉勅伝宣、則仰

レ史云々」とある。無論軍事貴族としての立場も考慮されていたが、最

終的に官職が重視されたことが重要である。

⑨ 『日本紀略』長元三年九月二日条。

⑩ かかる段階の軍事貴族については一〇頁以降で詳述する。

⑪ なお、道長の家司については佐藤堅一氏「封建的主従関係の源流に

関する一試論——撰関家司について——」（安田元久氏編『初期封

建制の研究』所収）によって精細に検討されている。

⑫ 『小右記』長和五年五月九日条。

⑬ 『今昔物語』卷十九、「撰津守源ノ滿仲出家語」第四。

⑭ 彼は皇太后宮大進、『小右記』長和三年四月十八日条、太皇太后宮

大進、『小右記』寛仁二年十月二十二日条）、上東門院別当、『小右記』

長元四年九月二十五日条）として、一貫して彰子に仕えている。

⑮ 『御堂関白記』寛弘五年十月十七日条。

⑯ 『小右記』長和二年正月二十七日条。この事件については、拙稿「撰

関家における私的制裁について——十一・二世紀を中心に——」（『日

本史研究』二五五号所収）であつた。

## 二 頼綱と国房——兵家貴族の変貌——

### 1 頼綱——撰津源氏の転機——

『尊卑分脈』には頼国の男子として六人の名が記されているが、そのうち四位に至つたと伝えられるのは、末の三人、  
実国・頼綱・国房である。二男頼資の闘乱事件による配流、失脚など、政変・事変に伴なう嫡流の変化があつたものと考  
えられる<sup>①</sup>。さて、右の三者はいずれも受領の地位を獲得し、ほぼ同等の立場にあつたとと言えるが、後でも取り上げる国房  
は美濃に所領を有したごとく嫡流とは考え難いし、実国については確実な記録に乏しく、『尊卑分脈』の記載を俄に信受  
できない<sup>②</sup>。これに対し、頼綱は事蹟も明白で、活動内容や院・撰関家を含む姻戚関係、本領撰津多田の伝領等々の点から  
判断して、彼が嫡男の位置にあつたことは疑いないのである。

この頼綱は、「歌の道にとりて人もゆるせけり、我身もことのほかにおもひあかりたるけしきなり」とまで評された拔  
群の歌才を通して多くの上流貴族と交流を深めたのをはじめ、後述する撰関家、そして白河院への接近も図っている。院

に対しては、長子明国をその藏人に任じ、さらに女子を後宮に送って後の齋院官子内親王を儲るに至った。このように彼は、父祖と同様に貴族社会で違和感なく安定した地位を有していたが、一方重要な立場の変化も見出されるのである。

最初に注目されるのは、家政中枢への関与、所領寄進という二点における撰関家との関係の変化である。すなわち頼綱は承保二（一〇七五）年以前から師実家既別当であったし、寛治二（一〇八八）年十二月に行なわれた師実の男・師通の任大匠大饗では、大饗雑事の行事の一人となり、さらに上客料理所の政所方行事を勤仕している。このことは、彼が師実家の政所別当の地位にあったことを明示するものであり、撰関家産機構の中枢に組込まれるに至ったことを物語るのである。前述（五頁）した頼光・頼国の時期に比して、撰関家との関係は一段と密接化したと言える。

一方、『系図纂要』に「住撰州多田、因称号多田」と注記されているように、頼綱は満仲以来の由緒をもつ多田荘を本拠としていたことは明らかである。この多田荘は、建長五（一二五三）年作成の「近衛家所領目録」に「京極殿堂領」と記されており、師実の時期に撰関家に寄進されたことが判明する。年代の点から考えて、これが頼綱による寄進であったことは間違いない。そして、十二世紀初期には京極殿懺法に際し、例年松百二十把を宛課されており、以後撰関家の家政の一端を支えてゆくのである。

以上のように、頼綱は政所別当等として撰関家家政の中枢に参画するとともに、所領をも介して主家との結合を緊密かつ永続的なものとしたことになる。換言すれば、彼のもとで多田源氏一族自体が権門撰関家に内包されるに至ったのである。そしてこのことは、多田荘を継承した彼の子孫たちの運命をも規定してゆくことになる。

次に、第二の相違点を取り上げることにする。『為房卿記』承暦三（一〇七九）年六月二日条によると、蜂起した比叡山大衆の入洛を阻止するために、頼綱は檢非違使らとともに動員されているのである。その記事を引用すると、

遣前下、総守、源頼綱、甲斐守、同仲宗、檢非違使、大夫、尉、平季衡、尉、季国、紀章成、志宗国、信良、府生、安部頼重、并右衛門、尉、平正衡、同宗盛等於堤下、令防之。（傍点引用者）

とあるが、ここで注目されるのが、傍点を付したように動員された人々の官職の記載方式なのである。すなわち、頼綱には「前下総守」とあるにすぎず、甲斐守仲宗とともに武的な官職は記載されていない。しかも平季衡以下に対する厳密な官職の記入から考えるならば、頼綱・仲宗が武的な官職を兼任していたとは考え難い。したがって頼綱はその官職と無関係に、公的な軍事行動に起用されたことになる<sup>⑩</sup>。かかる行動はこの一例のみではあるが、父祖には見出されないものであり、一門の立場が兵家貴族段階を脱皮し、軍事を公然化してゆく過渡期にあったことを示唆すると言えよう。

ところで、大衆の入洛に代表される当時の京における軍事的な緊張の高揚に伴って、右の頼綱のように、官職とは関係なく軍事貴族であるがための動員が増加してくることになる<sup>⑪</sup>。これは、軍事貴族にとってその家職が官職と同様に公的な性格を帯ずるに至ったことを示している。したがって、軍事行動は従来の受領・官人としての活動と同等に、公的な評価の対象ともなるわけで、彼らが一層の軍事力強化を図るのは当然と言えよう。そこで次に、このような軍事貴族の変容・兵家貴族段階からの脱皮について検討するために、いち早く武門としての属性を顕著に表出させて活発な軍事活動を行なった、頼綱の弟国房以下の美濃源氏の京及び所領における活動を取り上げることにする。

## 2 国房と所領経営

頼光・頼国と二代に亘って国守を経験するなど、この一門にとって古くから由緒のあった美濃国に本拠を有し、京及び所領において活発な活動を行なったのが頼国の七男・国房である<sup>⑫</sup>。国房の史料上の初見は『水左記』康平七（一〇六四）年十月十九日条で、それによると、

今日陣定云々。其上大納言殿。伊予<sup>(守)</sup>源頼義朝臣与<sup>二</sup>故頼国法師七国房<sup>一</sup>合戦定云々。

とあって、早くから国房が武門としての性格を明示していたと言える。なお、これ以降も美濃源氏一族は河内源氏との間に世代を超えた確執を繰り返してゆくことになる。対立の直接的な発端は不明であるが、両者がともに軍事活動を通して



勢力伸張を図っていたことも、何らかの形で影響していたものと考えられる。さらに、美濃源氏は代々、河内源氏の庇護者であった撰閥家に対しても敵対的な行動をとったが、これとは対照的に院には早くから接近を図り近侍している。かかる姿勢を院政期を通して一貫させた点にこの一族の特徴を見出すことができる。さらに、こうした特定権門との密接な結合は、先述した頼綱と撰閥家との関係（七頁）と共通するもので、この時期の軍事貴族における基本的性格の一つと言える。さて、国房は信濃・伊豆・出羽・さらに常陸等の受領を歴任するなど、父祖や兄頼綱らと共通した官歴を有するが、反面上流貴族との交流・姻戚関係、さらに軍事的な動員等の京における活動事例はほとんど見出されない。彼の軍事貴族としての特性は、むしろその所領の存した美濃国における活動から明瞭となるのである。

まず、先述の頼義との抗争から十五年を経た承暦三（一〇七九）年六月に、所領をめぐって源重宗と合戦を生起している。この際、国房は「美濃国多芸郡国房住所」において兵を興こしたと伝えられており、彼が所領経営のために頻繁に京と現地を往反していたことが窺知される。

次いで、国房は十一世紀末に美濃国厚見郡にある東大寺領茜部荘の下司として活動することになる。ここで注目されるのが、彼が下司に任用された理由なのである。すなわち、国房は前任の下司で厚見郡司でもあった伝統的な豪族「字厚見王大夫政則」とその舎弟で同荘別当を称した僧定増らの勢力を、茜部荘内から駆逐する目的で任用されたと考えられる。したがって、国房は荘園領主の依頼によって反抗する在地領主の抑圧に当たったことになり、彼の政治的立場がきわめて鮮明に浮彫りにされることになる。かかる立場は、院の爪牙となった平正盛・忠盛らの伊勢平氏<sup>⑭</sup>はもとより、後述するように（一九頁）撰閥家の権門内統制の武力として荘園管理等も行なった多田源氏、さらに辺境内乱の鎮圧における河内源氏等の行動に共通するものであり、十一世紀末以降の軍事貴族における、基本的な性格の一つと考えられるのである。

一方、右の事件の際、国房は官人として在京活動していたのであり、荘内は郎等に沙汰させていたと伝えられる。これによって、彼が所領を中心に近隣にも及ぶ強固な武力を有していたことが推察されるのである。さらに、国房は、嘉承元

(一一〇七)年七月に、かかる所領の武力を用いて大規模な軍事行動を展開することになる。彼は、延暦寺の悪僧仁与と結んで、「数多軍兵」を率いて東寺の末寺である多度神宮寺の所領、尾張国大成荘に乱入して、種々の狼藉を行なった上に、郎等平行仲をその荘司に任じて不法に荘務を執行させるに至ったのである。<sup>⑩</sup>もはや国房の美濃における武力は、隣国に及ぶまでに強大化していたことになる。では、かかる武力は、いかに形成され、どのような性格を有したのであろうか。そこで、次に所領における武力の形成過程、性格、そして在京活動との関係等について検討し、当時の軍事貴族の特質・立場等にも論及することにした。

### 3 京武者の成立

#### a、所領における武力の形成

まず、右に論及した美濃源氏の所領における武力について、その形成過程を考えることにしよう。

国房は先述の如く茜部荘下司の地位を有していたが、後年荘域の一部を私領・鶉郷に加えようとして荘務を停止された。<sup>⑪</sup>そして、鶉郷を相伝した国房の息男光国の時代に茜部荘との紛争が再燃することになる。事件の主要な原因となったのは、鶉郷司による荘域の侵犯、暴行であったが、ここで注意されるのは、

件鶉郷住人等、盜取庄内牛馬雜物、殺害庄民、焼失倉屋。然間、庄民度々伺得犯人、尋頭贖物等、雖触彼郷司等、敢不左右。  
因茲強窃二盜、放火殺害、連々不絶。<sup>⑫</sup>

という東大寺側の主張である。これによれば、郷の住人(農民)が侵犯の一翼を担っており、しかもそれが郷司の指示と無関係ではないことも容易に想像されるであろう。したがって、郷の住人層は武士である郷司の保護と指示のもとで、郷域の拡張・近隣荘園の侵略に加わっていたのである。かかる活動を通じて所領における武力が、組織化・蓄積されていたと考えて差支えあるまい。国房による「数多軍兵」の育成についても、同様の経緯を推定しうると考えられる。

一方、以上の事情は、田中文英氏によって解明された伊賀国輛田荘における平氏の武士団形成の過程と共通しているのである。<sup>②</sup>すなわち、ともに主君は在京しており、現地支配を担当する郎従のもとで住人層が武士団へ組織されていたことになる。さらに、輛田荘の沙汰人であった平家貞やその一族が、主家の中央政界における活動に近侍、奉仕していたことを想起すれば、美濃源氏の場合も同様に美濃の所領における武力が、その在京活動を支えていたと考えることができるであろう。国房の東大寺領西部荘下司任用はもとより、後でふれる（一五頁）息男光国の白河院による度々の軍事活動への起用が行なわれた背景には、こうした所領を基盤とする武力の強化・蓄積という事情が介在していたのである。

b、所領における武力の性格

次に、こうした所領における武力が、軍事貴族の軍事力編成の中で、占めていた位置について考察を加えることにしよう。

先にもふれた平氏の場合、輛田荘を基盤とする平家貞やその子孫たちは常に主家に近侍していたし、その武士団も内乱期に清盛の私郎従と称されていたように、平氏の武力編成・主従制の中核となっていたのである。彼らは所領と密着するがゆえに、その伝領とともに相伝されて、歴代の主君に一元的・強固に結合せざるを得なかったのであり、このために右のごとき性格を有するに至ったと考えられる。<sup>③</sup>したがって、平氏に限らず全ての軍事貴族にとって、その所領における武力は、軍事編成、そして主従関係の中核を為す存在だったことになる。右の家貞のように、主君に近侍・献身する郎従と、それに率いられる隸屬的な、農民出身の武士を包含する所領に密着した武士団こそ、まさしく「家人型」と称される郎従の典型と言わねばならない。<sup>④</sup>

これに対し、右のような軍事貴族の所領と無関係な、同盟的な性格を帯びる所謂「家来型」郎従の組織化は、当時の軍事貴族層にとってきわめて困難な問題であった。言うまでもなく、彼らは原則として京の政界に関与しているのであり、遠隔地の広汎な地方武士との接触自体きわめて困難な状態であったし、しかも独自の給恩・安堵がほとんど不可能な彼ら

にとつて、土地を媒介とした恒常的な主従関係の締結は望むべくもなかったのである。したがって、十二世紀前半の軍事貴族の軍事力の中で、その所領における武士団は質・量の両面で中核的な位置を占めていたことになる。しかも、彼らの所領は様々な制約によって大きく展開することは不可能であり、軍事貴族の軍事的基盤はきわめて狭隘なものとならざるを得なかったのである。

このことは、軍事貴族層が、基本的に在地領主層一般とは懸隔した存在だったことを意味する。そして、それゆえに彼らは政治的な榮進、さらに追討使・庄官等として地方武士を組織し軍事力拡大を図るためにも院・摂関家をはじめとする荘園領主権門に、依存・提携を図るのである。かくて、十一世紀後半以降の軍事貴族は、権門の爪牙として、権門相互間の抗争はもとより、先述した国房による西部荘下司追却のごとく（九頁）、在地領主に対する抑圧者という役割を果たすことになる。

次に、以上のような軍事貴族の変貌について小括しておくことにする。

### c、京武者の成立

これまで述べ来たごとく、十一世紀半は以降、すなわち院政期における軍事的緊張の高揚に伴ない、権門相互の抗争、そして在地領主抑圧という目的で、軍事貴族は次第に軍事活動の頻度を増大させたのである。その結果、彼らは朝廷の命によって官職と無関係に軍事行動に登用されたり、権門の私的武力として荘園の支配・収奪に用いられることになる。したがって彼らは、院以下の支配層に恒常的な武力として評価、公認されるに至ったのであり、軍事行動は彼らにとって官人としての活動と同様、もしくはそれ以上の重要性を有するようになったのである。こうして軍事貴族は、公的には官職が家職に優越していた兵家貴族の段階を脱却し、武者としての性格を公然と表出させることになるが、かかる段階をそれまでと区分して「京武者」と称する。<sup>⑧</sup>

京武者の特色をまとめると以下のようなことになる。無論軍事貴族として中央の位階・官職を帯し、右のごとく院・摂関家以

下の諸権門によって常時軍勢力として把握、起用される。このために兵家貴族段階では見られなかった異端視、武士としての区分が生じるようになる。例えば早くから京武者的性格を表わしていた源義家について藤原宗忠は「年来為<sub>レ</sub>武士長者、多殺<sub>ニ</sub>無<sub>レ</sub>罪人々<sub>ニ</sub>」と記しており、「長者」という呼称が示すように、武士を特殊な職能集団として区別するとともに、恐怖・嫌悪感を示している。そしてこの頃以後、「武士」「武者」が貴族社会の階層体系と異なる別種、別個の立場を示す用語として史料に出現するようになるのである。一方、京武者の武力は、先述のように小規模な所領を基盤としたもので、広汎な在地領主を組織することはなく、むしろ権門の爪牙としてその抑圧者という立場にあったのである。こうした京武者は、白河・鳥羽院政期に数多く並存し、在京軍勢力の中樞を担っていた。なお、保元の乱において諸国の広汎な武士を動員し得た平清盛・源義朝は、政治的立場はともかくも武力の組織形態において京武者と截然と異なる存在であり、彼らを「武門の棟梁」と規定して京武者と区別する（詳細は後述、二七頁）。

さて、先に述べた頼綱・国房兄弟は、各々と権門の密接な結合、所領における軍勢力の強化といった兵家貴族からの脱皮、京武者化の萌芽を示したが、京武者として本格的な活動を始めるのは彼らの子孫の世代以降であった。そこで以下、美濃源氏、多田源氏一族の院政期における事蹟を検討し、当時の在京軍勢力の特徴を考えることにしよう。

① 『尊卑分脈』に頼国の長子とある頼弘については確実な記録は見出されず、事蹟は不明である。一方、次男頼資は『春記』長暦三年正月十日条に藏人とあるのが初見で、長久元年まで藏人として活躍している。叙爵後の活動は不明であるが、『百鍊抄』康平五年十二月二十八日条に「諸卿定<sub>レ</sub>申下野守頼資<sub>上</sub>野介惟行合戦事」とあって、受領の地位を得ながら隣國の國司と鬭亂を生じたことがわかる。このため、康平七年八月十六日に配流され、二年後の治暦二年七月二日に赦免されたが翌月に没している（以上『扶桑略記』）。年齢、地位から考えて頼資が嫡流であった可能性が強く、流罪による失脚によって嫡流

の変化を生じたものと考えられる。なお『尊卑分脈』によると、三男頼実も「配<sub>レ</sub>流土佐國」とあるが、この詳細は不明である。

② 『尊卑分脈』によると「備前・土佐・播磨等守、春宮大進、常陸介、左衛門尉、従四位上」とあるが、確実な記録は『春記』永承三年三月二十日条に「藏人実國」とある記事と、『水左記』承暦四年七月二十八日条に「前常陸介実國朝臣出家云々<sub>十一</sub>」とある二例が存するにすぎず、その生涯・事蹟はほとんど不明である。もっとも、「常陸介」の経歴は確認され、受領に至ったことは疑いなく、しかも行実、顕行、雅行、保行と代々子孫も大夫層を保持していた。したがって、撰津源

氏の有力な一族の一つであることは否定できないが、断片的な史料が存するにすぎないために本稿では取上げないことにする。なおこの一族の所領等については『兵庫県史』(前掲部分)でふれられている。

③ 『今鏡』第十、「敷島の打開」。

④ 『中右記』寛治八年七月十三日条。

⑤ 『本朝皇胤紹運録』。なお角田氏「源頼綱の娘たち」(同氏著『王朝の映像』所収)に頼綱の閨閥は詳細に論じられている。

⑥ 『永昌記』承保二年十月三日条。

⑦ 『時範記』寛治二年十二月九日条。

⑧ 『鎌倉遺文』七六三一号、近衛家文書。

⑨ 『執政所抄』。なお、同書の性格について義江彰夫氏「摂関家領相続の研究序説」(『史学雑誌』七六ノ四所収)に詳しい。

⑩ かかる形態の軍事力動員を初めて指摘したのは井上満郎氏「院政権の軍事的編成」(『史林』五五―三所収、のち同氏著『平安時代軍事制度の研究』第三編第二節に転載)である。しかし、氏はこうした動員の意義、背景等に關しては詳しい考察を行っていない。

⑪ こうした起用の早い例は、承暦三年八月二十一日に前下野守源義家が源重宗追討に遣わされたもので、『為房卿記』、『扶桑略記』、十一世紀から十二世紀初頭にかけては、河内源氏が起用される事例が目立つ。

⑫ 美濃源氏一族の事蹟、郎等の組織等の問題については先述のごとく宮崎康充氏「古代末期における美濃源氏の動向」(『書陵部紀要』三〇号所収)に詳しい。そこで本稿の以下の記述は逐一事蹟を取り上げず、軍事貴族としての特質に焦点を合わせて論じることとする。

⑬ 国房の経歴等については宮崎氏前掲論文参照。

⑭ 『為房卿記』承暦三年六月二十五日条。

⑮ 『平安遺文』二四六九号、永治二年十月日美濃国菟部荘住人申文案(東大寺文書)。

⑯ 平正盛、忠盛が院や荘園領主層の利益を擁護し、その侵犯者を討伐したことは、高橋昌明氏著『清盛以前―伊勢平氏の興隆―』(一四三―六頁など)が詳しくふれている。

⑰ 国家的内乱の形態をとるために単純に同列に論じられないが、しかし中央政府の武力として抵抗する地方豪族「在地領主を討した点では同一の性格が看取される」。

⑱ 註⑮前掲文書。

⑲ 『平安遺文』一六六三号、嘉承元年八月十四日日堀河天皇宣旨案、『平安遺文』一六八一号、嘉承二年十二月二十八日堀河天皇宣旨案(以上東寺文書)。

⑳ 註⑮前掲文書。

㉑ 『平安遺文』二一〇七号、天治元年六月二十一日官宣旨(東南院文書)。

㉒ 田中氏「平氏政権の形成過程」(『日本史研究』九五号所収)。

㉓ 『玉葉』治承四年十一月十二日条によると、この日平氏は美濃源氏討伐のために「禪門私郎従」の発遣を決定したが、十二月一日条によるとそれが平田家次以下の武士団を意味していたことが判明する。

㉔ 元暦元年六月、伊賀に取り残された平田氏以下頼田荘を基盤とする武士団が蜂起を企てた際、『平家物語』が「平家重代相伝の家人にて、むかしのよしみをわすれぬことはあはれなれども」と評したことが、こうした事情を裏付けるものである。

㉕ 中世の主従制における「家人型」、「家来型」の二類型は佐藤進一氏の提唱(『日本人物史大系第二巻』)によるものであるが、従前の「譜代相伝」の郎従を重視する立場へのアンチテーゼとして、近年は「家来型」郎従に属する存在に關する研究が進展してきている。これに対し、「家人型」郎従については階層・実態ともにほとんど取り上げられていない。

②⑥ 軍事貴族が広汎な在地領主層に恩賞を与え得たのは、自身が追討使として戦勝を収め朝廷より行賞された場合に、郎従を推挙した時に限られる。しかもこうした恩賞が軍事貴族自身によって安堵されるものではないことは言うまでもない。東国への追討使に任用される機会を失った義家以後の河内源氏と東国武士の關係が弱体化するのも、また逆に院によって度々西国受領や海賊追討使に任用された平氏が西国武士との主従關係を拡大し得たのも、こうした事情によるのである。

②⑦ 田中氏前掲論文参照。

### 三 権門と京武者——美濃源氏と多田源氏——

#### 1 院政と美濃源氏

a、光 国

国房の嫡男光国は、右衛門尉・檢非違使等の武官を歴任し、長治元(一一〇四)年二月に父が出家した後は、一族の当主として活躍することになる。① 彼は北面として組織されるなど、早くから白河院に近侍しており、とくに院命によって官職と無關係に重大な軍事活動に起用された点は注目される。

まず、天仁二(一一〇九)年二月には、殺人の嫌疑を受けて東国へ出奔しようとした有力な軍事貴族・源義綱の一族を、源為義と共に追捕しているし、② また天永四(一一一三)年四月には、興福寺大衆の入洛に際して、これと合戦を企てた延暦寺大衆を阻止するために、西坂本へ向っている。③ いずれの場合も、彼は「出羽守」であったにすぎず、官職と無關係に公的な軍事活動に動員される京武者としての立場が明白である。また、前者の事例によって、光国が武者として河内源氏に匹敵する評価を院から与えられていたことが示唆されるが、このことは先述(八頁)した所領における積極的な武力の形成、

②⑧ 京武者とは、大衆等との合戦に際して派遣された軍事貴族を指す呼称の一つ(『中右記』天永四年四月二十九日条)であり、また当時の地方武者を指す「国々武士」「国ノ兵」に対応する用語としても適当なものと考ええる。

②⑨ 『中右記』天仁元年正月二十九日条。

③⑩ 例えば『台記』保延二年十一月二十四日条、『兵範記』久寿二年二月六日条など。

組織化といった事態の所産でもあった。

このように、院の支持を得、強力な軍事力をも有した光国が、後年の平氏のように院の信任によって受領・追討使に起用され、地方武士を組織して「武門の棟梁」化し得なかったのは何故であろうか。この背景は無論単純であり得ないが、その主要原因の一つが出羽守としての失策にあることは疑いあるまい。彼はまず天仁三(一一二〇)年三月、任国において摂政忠実の寒河江荘を侵略して物議を醸し、さらに翌年には任国を放棄して美濃の所領に居住していたことが判明、見解却は免れたものの、任国再下向を命じられているのである<sup>⑤</sup>。右の事實は、光国の反摂関家という立場、見解却を防いだ院の庇護、そして任国放棄により公的信頼を失っても、所領の拡充に固執しようとした彼の京武者的な視野の狭さをも物語る。そして、以後彼が受領に再任されることなく、「前出羽守」に終った事實が、右の事件によって彼の官歴・榮進が大きな影響を受けたことを明示しているのである。

かくて光国は、公権を通して地方武士を組織する機会を逸したのであり、この一族の京武者という立場も固定することになる。

#### b、光 信

光国の後を継いで京の政界で活躍するのが、嫡男光信なのである。彼は「白河院四天王」と称されたごとく、若い頃より院に近侍する立場を有していた。そして逆に摂関家・河内源氏には一貫して敵対的な態度を取り続けており、父祖の姿勢を固守したことになる。

すなわち、大治四(一一二九)年四月には郎等の帰属をめぐる為義と争っているし、同年十一月に鳥羽院の命によって興福寺を追捕した際には、他に先んじて奈良に到達するや、藤原氏の氏寺をも憚らずに寺内を搜検して寺僧の追捕を行なっている<sup>⑥</sup>。しかし、こうした姿勢が、彼の身に思わぬ禍いをもたらすことになるのである。

専制君主白河法皇の死を契機に相次いで現われた源義親を名乗る者相互が、門前において合戦したことを怒った光信は、



大治五（一一三〇）年十一月十三日、藤原忠実の鴨院を襲撃してこれに罹まわっていた「義親」を郎等もろともに殺害してしまつたのである。<sup>⑨</sup>この時に光信が率いた武力は、「騎兵廿人許、歩兵四、五十人許」といったもので、京武者が京において自在に行使できた兵力を示唆するものと言えよう。それはともかく、この事件は重大な政治問題と化し、光信は郎等と共に配流に処されることになる。<sup>⑩</sup>撰関家抑圧を強行した白河院の没後、鳥羽院が忠実復帰に代表される撰関家との融和・協調を推進したことは周知に属するが、かかる政策基調の変化を見誤つた点に、光信失脚の大きな原因が存すると言える。権門に密着し、奉仕することよつてのみ、中央政界における地歩を確保し得た、京武者の基盤の弱さを明示した事件であつた。

光信はこの後十三年を経て帰京を許されたが、それから僅か三年後に急死する運命にあつた。彼の死について藤原頼長は次のように記している。

伝聞、左衛門尉光信五位、頓滅云々。將死日、小童触我云々。往年光信奉院宣、執興福寺大衆張本之日、追捕可追捕寺中寺中。之由不誤仰云々。其明年其月日、去年追捕之月日也坐殺義親流罪。經數年勅免、歸京師。去々年任本官。不出三年死。随又小童触我。疑春日若宮罰歟。或曰、出行路之間、為流矢被傷。<sup>⑪</sup>

藤原氏公卿の憎悪、もしくは殺意する看取される記述である。

c、光 保

光信の配流に坐して一旦兵衛尉を解任された弟光保は、長承四（一一三五）年二月に鳥羽院春日詣の舞人に選ばれており、それ以前に赦免されたことになる。<sup>⑫</sup>そしてこれ以降は父や兄と同様、院に近侍してゆくのである。

さて、光保の活動でまず注目されるのは、久安三（一一四七）年六月から八月にかけて、入洛を企てた延暦寺大衆の阻止に起用されたことである。<sup>⑬</sup>これは同年六月の祇園社頭における平清盛と神人の斗乱を発端とする強訴で、鳥羽院は北面軍の中核である忠盛・清盛父子擁護のために、北面の武士を中心に当時の京武者の多くを結集したと言える。<sup>⑭</sup>彼らは数名ず

つ結番して動員されており、いわば並存する同規模の京武者の連合であり、当時における軍事力動員形態をきわめて端的に示したものと考えられる。<sup>⑦</sup>

一方、右のように鳥羽院に接近した光保は、以後急激に地位を上昇させてゆくことになる。仁平元(一一五二)年正月には院昇殿、久寿三(一一五六)年正月には正四位下に叙されるなど、位階は父祖を超え、一門の始祖に匹敵するに至ったのである。しかし、これは彼の武力・功績の所産ではなく、鳥羽院の「最後ノ御ヲモイ人」と称された女子の殊寵の賜物であった。<sup>⑧</sup> それゆえに彼は、保元の乱では第一線の武力として起用されることはなく、恩賞も与えられなかったし、平治の乱でも位階において下位の義朝を大将と仰がねばならなかったのである。<sup>⑨</sup> すなわち、武者としての強大化よりも、権力者への接近・結合による榮達を図ったわけで、広汎な在地領主の組織化よりも権門との提携を重視した京武者の立場が明瞭に顕現していると言えよう。

平治の乱において、光保は当初信西の首級を獲るなどの活動を示すが、<sup>⑩</sup> その後は顕著な行動はなく、乱後の処罰も免れている。しかし、その翌年には謀叛の疑いにより薩摩へ配され途次において殺害される運命にあった。<sup>⑪</sup> 一向鳥羽院に依拠していた光保にとって、院の死は没落を必然化したことになる。

さて、光保一族の族滅以後、美濃源氏一族は平氏全盛の陰に隠れて目立った活動は見出されない。ただ光信の男光長が検非違使の地位を有し、平氏・義仲らに仕えているのが記録類から窺われるにとどまる。その光長は寿永二(一一八三)年十一月の法住寺合戦において、孤立無援の後白河法皇方の中心的武者として義仲勢を迎撃し、遂に梟首されるに至っている。<sup>⑫</sup> 院政に一貫して近侍・奉仕してきたこの一族の運命を象徴する最期であった。

以上、院に伺候するとともに度々官職に関係なく軍事的に動員されて、京における公的軍事力の重要な一翼を担ってきた典型的な京武者、美濃源氏一族の盛衰について論じてきた。次に、権門撰閥家に包摂され、その権門内統制の武力として活躍した多田源氏を取り上げ、京武者と荘園領主権門の関係を中心に論じることにする。

## a、明 国

頼綱の本領多田を継承したのは、その長子明国以下の多田源氏の一族である。まず明国の事蹟から検討してゆくことにしよう。

明国は白河院藏人を経て、嘉保元（一〇九四）年七月に内藏人に補され、翌年正月に関白家勾当・所雑色から藏人となった次弟仲政とともに、宮中で種々の活動を行なっている。そして明国は藏人在職中に左衛門少尉、檢非違使を兼ね、さらに永長元（一〇九六）年十一月の臨時叙爵によって従五位下に昇っている。この時の叙爵は「有故明国所望也」と注記されているが、当時父頼綱がすでに出家しており、しかも翌年の閏正月に没したことから考えて、恐らく明国は病篤い父にかわって多田源氏の政界における後継者の地位を確保しようとしたのであろう。

さて、叙爵後も暫らく檢非違使の任にあった明国は、その労によって天永二（一一二一）年正月に下野守に任じられている。こうした官歴は父祖と同様で、しかも軍事活動も見られず、京武者としての性格は公的な面では必ずしも明らかでない。しかし、彼が軍事力を有し、主家である撰関家から武力による奉仕を期待されていたことは疑いないのである。

まず、長治二（一一〇五）年十一月八日、左衛門大夫であった明国は弓庭に拘じられているが、この原因について関白忠実は次のように記した。

是去比大宮五条辺ニテ殺人云々。件物明国郎従也。而此間不快云々。仍殺歟。世間極不静云々。

すなわち明国は「不快」な関係にあった郎従を殺害したわけで、郎従に対して厳しい統制・制裁を加えていたことになる。明国が有した武力組織の一端を窺知し得ると言えるだろう。

一方、かかる殺人事件を忠実が子細に記したのは、無論明国が撰関家に仕える存在だったからである。明国は元来自白河

院藏人ではあったものの、撰閑家領となった多田莊を相続した関係で、叙爵後ただちに師実家職事となるなど、一向撰閑家に対する奉仕に努めた。そして、忠実にも下野守補任後の天永二年八月に北野社大般若経供養の僧前事を勤仕しているが、こうした撰閑家への奉仕が明国に不慮の災厄をもたらすことになるのである。

同年の十一月四日、忠実は次のように事件を記している。

下野守明国、余美濃庄下向之間、左衛門尉為義郎等を殺害。仍件明国即京上。仍所々皆以有穢。(傍点引用者)

また、『中右記』同日条によれば、

下野守明国、為成、要事、密々下向美濃国之間、於途中為咎無礼者、与往反人成鬪乱、切三人之首。(傍点引用者)

と記されている。このように明国は忠実の美濃国の莊園に下向する途上で殺人を犯し、その死穢を京へ持ち込んだとして問題となったのである。彼が行なおうとした「要事」が忠実の命による行動であったことは言う迄もないだろうし、鬪乱を惹起するよ  
うな武力を具備していた点から考えても、これが軍事目的による行動であったことは疑いない。したがって、明国も莊園領主権門に武力奉仕を行ない、その莊園支配に対する爪牙となっていたと称し得るのである。

さて、この事件は京において大きな波紋を生じた。問題となったのは殺人自体ではなく、諸祭礼を間近にしながら死穢を拡散した点であった。結局数日の詮議の末に、明国は佐渡配流という重罰を課されたのである。彼の下人が被害者の所持品を隠匿していたことが決め手となったが、議論の経過に不明朗な点もあり、さらに院の庇護さえあれば殺人を犯しても追捕する受けない事例も存しており、結局忠実の密命による行動であったために院の不快を招き、流罪という最悪の結果をもたらしたものと思われる。当時の院と撰閑家の力量の差が、彼の運命を決したことになると言えよう。

なお、佐渡に配流された明国の動静は、大治三(一二八)年八月に国司藤原親賢が朝廷に提出した申文によって窺知される。それによると、

先年配流人源明国貶謫以後、吏務多煩。驅仕課役之民、偏為奴婢僕從。耕作公領之田、無弁調庸之稅、逐年滋多。隨日陪増。

近日国司為<sub>レ</sub>禪<sub>ニ</sub>彼武威<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>上<sub>ニ</sub>奏委趣<sub>一</sub>。

という状態で、特異な状況下とは言え、明国の武者としての本領が発揮されていたことになる。そしてこの翌年六月、白河院の重病によると思われる恩赦に会って、彼は十九年振りに帰京を許されたのであった。しかし、その後の明国の消息については全く知ることはできない。

b、行 国

明国の佐渡配流がその後の多田源氏に大きな影響を及ぼしたことは言うまでもない。とくに家格の下降は明らかで、以後受領を経験する者は見出されないのである。そして、こうした官位の面における不遇ゆえに、撰関家との関係は従前にもまして緊密化することになる。

さて、『尊卑分脈』によると、明国には行国・経光・有頼・盛隆の四子が存したと伝えられているが、位階の低下もあって彼らの事蹟は今日ほとんどで明らかにし得ない。しかし長子行国が多田荘を継承し、父祖同様撰関家に奉仕していたことは、僅かな史料からも確認される。

まず、『中右記』長承三（一一三四）年二月二十六日条によると、行国は新大納言の慶を奏した頼長の六位前驅を勤仕している。彼が父と同様に忠実・頼長ら撰関家に伺候していたこと、そしてすでに壮年に達しながら六位に甘んじる家格の低落が明瞭に看取されよう。一方、息男に政界における地位を譲り、所領に隠退した後の彼に関する、より注目すべき記事が存しているのである。『台記』仁平二（一一五二）年七月十二日条によると、頼長は次のような興福寺僧に対する処分を記している。

興福寺僧道繼<sub>得業成</sub>、去春白日殺<sub>レ</sub>人。即召<sub>ニ</sub>父藏真<sub>一</sub>、侍<sub>ニ</sub>京師<sub>一</sub>。去月晦日比、召<sub>ニ</sub>進其子道繼<sub>一</sub>。雖<sub>ニ</sub>所<sub>レ</sub>犯重<sub>一</sub>、且優<sub>ニ</sub>寺僧<sub>一</sub>、且優<sub>ニ</sub>貴種<sub>一</sub>。藏真<sub>者長</sub>、且優<sub>ニ</sub>其父召進<sub>一</sub>、<sub>所<sub>レ</sub>執<sub>者無<sub>レ</sub>隨<sub>上</sub>、之<sub>之</sub>必<sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>優<sub>之</sub>。</sub>、不<sub>レ</sub>顯<sub>ニ</sub>行其刑<sub>一</sub>、<sub>（<sub>マコ</sub>）</sub>蜜遣<sub>ニ</sub>多田庄<sub>一</sub>、住<sub>レ</sub>之。<sub>行<sub>レ</sub>國、守<sub>レ</sub>護。</sub>（傍点引用者）</sub></sub>

これによって行国が多田に居住していたこと、そして頼長に信頼された腹臣であって、その私的制裁の行使に利用され

ていたことがわかる。したがって多田源氏は、従来の政治・経済面における撰閥家に対する従属に加えて、その独自の法圏に組込まれるに至ったと言える。<sup>④</sup>ところで、『儒林拾要』所収の檢非違使序下文及び、それに対する多田満重の請文によつて知られるごとく、多田荘は元來公権の介入を拒む不入権を有していた。これは下文の宛所に「多田館」<sup>⑤</sup>とあるように所謂「イエ支配権」に基づく権限であつたと考えられる。右の寺僧隱匿のごとき治外法圏的性格の根底に、依然としてかかる権限が存したことは疑いあるまい。したがつて、この事件は撰閥家における独自の法圏、あるいは一般の荘園不入権等の形成が、本来のイエ支配権の吸収、換骨奪胎によつてなされていたことを示唆する事例と言えるのである。

さて、行国に代わつて政界で活動するのは長子頼盛と弟頼憲の二人である。両者は共に「号多田」とあるように、多田をめぐつて対立することにもなる。以下、この二人について論じてみよう。

### c、頼盛と頼憲

行国の長子頼盛は『尊卑分脈』に「号多田」「歳」等とあり、多田荘を継承するとともに父祖同様藏人を経験していたことが窺知される。彼の史料初見は『本朝世紀』康治元（一一四二）年正月二十七日条で、この時大宮（鳥羽の准母、太皇太后令子）少進に任じられている。しかし当時の頼盛が、父祖と同様に撰閥家に近侍していたことは、次の史料から明らかである。<sup>⑥</sup>

源頼盛 字楡垣太郎、源惟正 字辻二郎、忽企合戰。件兩人源家末葉、各假武士名者也。共祇候入道大相國（忠実）刃、依口論結意趣也。於宇治雙子墓辺張陣相待云々。雖有戰鬪之名、已同兒子之戲。無成互解散。左衛門尉源為義依大相國命、召禁槍垣太郎等二輩。（傍点、括弧注引用者）

これによつて頼盛が忠実に近侍していたことは明白であるが、それと同時に「兒子之戲」と嘲笑された武力の劣弱さから当時の多田源氏の苦境を看取することができるだろう。この事件の非は頼盛側にあつたとされ、この翌月末に彼は郎等と共に配流されることになる。<sup>⑦</sup>その後を襲つて一族を率いるのが弟頼憲なのである。彼も「号多田」と称されており、

兄に代わってこの地を伝領したものと考えられる。

頼憲は久安三（一一四七）年六月、頼長の推挙を得て非蔵人六位ながら昇殿を許されているが、僅か三年後には忠通の剣持を追返したとして除籍されている。このことについて頼長は、

不問実否、暗行罪科。未<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>其由<sub>⑦</sub>。

と不満を述べており、忠通・頼長の対立に巻き添えを喰った事件のごとくである。この後も彼は頼長に伺候近侍し、勾当等として家政機関に関与したほか、同様に臣従していた源為義の撰津旅亭を焼却するという私的制裁の一環も担っていた<sub>⑧</sub>。一方、常陸に配されていた頼盛は、仁平二（一一五二）年に赦免され帰京した<sub>⑨</sub>。彼の配流中に所領は頼憲に領有されており、必然的に両者は鋭く対立することになる。折あたかも、主家撰閥家においても撰閥の継承をめぐって、既定方針通り頼長への譲渡を迫る忠実・頼長父子と、実子生誕に伴ないこれを拒否した頼長の兄忠通の両者が激しく敵対していたのである<sub>⑩</sub>。そして、頼長に近侍する頼憲に対抗する頼盛は、当然忠通側に伺候することになる。帰京の翌年七月に、忠通・基実父子のもとで頼盛の子の元服が行なわれていることは、両者の接近を明証する<sub>⑪</sub>。さらに、この年の九月に行国が没すると、頼盛・頼憲は武力衝突を演ずるに至った<sub>⑫</sub>。かかる両者の対立は、撰閥家の忠通・頼長の場合と同様に、保元の乱によって結着することになるのである。

すなわち、乱の勃発と同時に源為義・平忠正らとともに頼長方の主力として参戦した頼憲<sub>⑬</sub>は、源義朝、平清盛らの軍勢を相手に善戦したが遂に敗北、乱後息男と共に斬刑に処せられたのである<sub>⑭</sub>。これに対し、忠通に従って後白河天皇方に立った頼盛は、合戦の間、数百騎を率いて東三条殿の陣頭を警衛していた<sub>⑮</sub>。乱の終熄後、特に恩賞に預ることはなかったが、本領多田を奪回したことは疑いない。彼はこの後も忠通以下の撰閥家に仕え、さらに息男行綱は後白河院北面にも加えられたと伝えられている<sub>⑯</sub>。しかし、辛うじて命脈を保ったこの一族が、その後の歴史上で果たし得た役割は、もはや僅少なものでしかなかったのである。

以上通観したごとく、多田源氏は一貫して摂関家に伺候し、その権門に包摂されていたのである。そして荘園をはじめ権門内部を統制する武力として重要な役割を果たしたと言える。院や朝廷の命による動員など公的な軍事活動は見出されないが、やはりこの一族も、荘園領主権門に密着しその爪牙となった典型的な京武者だったことになる。

- ① 光国の官歴、事蹟の詳細については宮崎氏前掲論文に詳しい。
  - ② 『殿曆』天仁二年二月十七日条など。
  - ③ 『中右記』天永四年四月二十九日条。
  - ④ 『殿曆』天永元年三月二十七日条。
  - ⑤ 事件の詳細については宮崎氏前掲論文参照。
  - ⑥ 『尊卑分脈』また白河院への近侍は「愚管抄」巻四参照。
  - ⑦ 『中右記』大治四年正月七日条。
  - ⑧ 『長秋記』大治四年十一月十一、二日条、『中右記』同年十一月十二日条、『長秋記』の十一月十二日条によると、「光信最前到着、先入随兵、欲擗在山階寺僧房之惠曉已譚」等と記されている。
  - ⑨ 『中右記』・『長秋記』大治五年十一月十三日条。「義親」出現については高橋昌明氏前掲書（一七九〇八九頁）において詳細に検討されている。なお同氏は「義親」殺害犯人を光信とすることに疑問を呈しているが、否定するだけの確証もなく、本稿では一応通説に従うことにする。
  - ⑩ 『中右記』大治五年十一月十三日条。
  - ⑪ 『中右記』・『長秋記』大治五年十一月二十三日条。
  - ⑫ 『本朝世紀』康治二年正月二十七日条。
  - ⑬ 『台記』久安元年十月四日条。
  - ⑭ 『中右記』長承四年二月二十七日条。
  - ⑮ 『本朝世紀』久安三年六月二十八日条、七月十八日条、八月一日条。
  - ⑯ この事件の経緯、性格、さらに武士の動員形態等については、高橋
- 氏前掲書（二四六～四五頁）に詳細に論じられている。
- ⑰ この場合は最大の武力を有する平忠盛・清盛父子が事件当事者であったために動員されなかったことも、かかる軍事編成が行なわれた一因ではあるが、院政期前半においては平氏としても他の京武者を圧倒する武力は有していなかった。大衆入京等の軍事行動に起用される場合、他の京武者と同列に動員されているのである。
  - ⑱ 以上の経緯については宮崎氏前掲論文参照。
  - ⑲ 『平治物語』「信頼・信西を亡ぼさる議の事」に「一門の中、大将と馮て候義朝随ひたてまつらむる上は、背申に及ばず」という光保・頼政の発言が伝えられている。もちろん直ちに真実とは考えられないが、義朝が軍事的に主導権を握っていたことは疑いない。
  - ⑳ 『百鍊抄』平治元年十二月十七日条。
  - ㉑ 『百鍊抄』永暦元年六月十四日条など。
  - ㉒ 『吉記』寿永二年十一月二十一日条。
  - ㉓ 『中右記』嘉保元年七月十三日条。
  - ㉔ 『中右記』嘉保二年正月十日条。
  - ㉕ 『中右記』永長元年正月二十三日条。
  - ㉖ 『中右記』永長元年正月二十八日条。
  - ㉗ 『中右記』永長元年十一月八日条。
  - ㉘ 『後二条師通記』永長元年三月十七日条。
  - ㉙ 『中右記』永長二年閏正月二十七日条。
  - ㉚ 『中右記』天永二年正月二十三日条。



- ① 『殿曆』長治二年十一月八日条。  
 ② 『後二条師通記』永長元年十二月二日条。  
 ③ 『殿曆』天永二年八月十二日条。  
 ④ 『殿曆』天永二年十一月四日条。  
 ⑤ 『殿曆』・『中右記』天永二年十一月四・六・七・八・九日の各条。  
 ⑥ 『殿曆』・『中右記』天永二年十一月十九日条。  
 ⑦ 『中右記』天永二年十一月八日条。  
 ⑧ 『長秋記』長承二年九月十五日条。  
 ⑨ 『朝野群載』卷十一、廷尉。  
 ⑩ 『中右記』大治四年六月二十五日条。  
 ⑪ このうち、経光については久安二年三月八日に落雷に遭って死去したことが、『本朝世紀』・『台記』に見える。また角田文衛氏「源経光の死」（同氏著『王朝の映像』所収）はこの事件を取り上げ、前後の事情を検討している。なお『本朝世紀』三月八日条には「雖<sub>レ</sub>武士末葉、雷公不<sub>レ</sub>怕<sub>レ</sub>之歎」とあって、この一族が明らかに武士と認識されていたことがわかる。一方、同書の十日条では、経光が近江国武部社の莊務を行っていたとあり、やはり莊園支配の武力として起用されていたことになる。なお、三男有頼については、「多田四郎」を号したと伝えられるが明証はない。
- ⑫ 当時の撰閥家における独自の法團の形成とその性格、多田源氏の立場等については、拙稿前掲参照。
- ⑬ 『儒林拾要』所収の下文によると、「檢非違使序下撰津園多田館面」とある。なお、同一文書が『雑筆要集』にも収められている。
- ⑭ 『本朝世紀』康治二年六月十三日条。  
 ⑮ 『本朝世紀』康治二年七月二十五日条、二十九日条。  
 ⑯ 『台記』久安三年六月九日条。  
 ⑰ 『台記』久安六年正月十八日条。
- ⑱ 『台記』久安三年六月八日条。  
 ⑲ 『本朝世紀』仁平元年七月十六日条。  
 ⑳ 『本朝世紀』仁平二年三月十四日条に召還の決定が、また同書四月五日条に召還の官符請印が記されている。
- ㉑ 忠通・頼長兄弟の対立原因として、通常は父忠実の頼長に対する偏愛等が指摘され忠実・頼長側の非が主張されている。しかし、本来嗣子のなかった忠通は頼長を養子に迎えていたのであり（『中右記目録』天治二年四月二十三日条）、忠通から頼長への撰閥譲渡は撰閥家における既定方針だったはずである。この方針に背き、撰閥家分裂の原因を作ったのは、康治二年になって初めて嫡子を得た兄忠通だったと考えられる。
- ㉒ 『兵範記』仁平三年七月十六日条。なおこの時に理髮役を勤めた平信範は、嘉応元年十二月に配流された際に、一旦「多田入道田宅」に立ち寄っている（『兵範記』）ともに忠通・基実父子に仕えた信範と頼盛の親しい関係が推察できる。
- ㉓ 『尊卑分脈』によると、行國は仁平二年九月二十六日に卒したとある。
- ㉔ 『本朝世紀』仁平三年十二月一日条に「近日故位源頼憲、与<sub>レ</sub>舎兄某於<sub>レ</sub>撰津合戦云々。父行國入道逝去之後、各爭<sub>レ</sub>遺財田地、有此事」とあり、この舎兄が頼盛であることは疑いない。
- ㉕ 『兵範記』保元元年七月十日条。  
 ㉖ 『兵範記』保元元年七月二十七日条に頼憲以下の罪名宣下が見えるが、二十九日の斬刑執行に際してはその名が漏れている。しかし、『帝王編年記』等により斬刑に処されたことは疑いない。
- ㉗ 『兵範記』保元元年七月十一日条。  
 ㉘ 『平家物語』巻第一「鹿谷」

## 四 源 頼 政

### 1 頼政と保元・平治の乱

最後に頼政一族の挙兵・滅亡に至るまでの事蹟を取り上げて、内乱・武家政権の成立と京武者との関係にふれることにする。

頼政は、多田源氏明国の弟仲政の嫡男である。父仲政は先述のように兄明国と並らんで蔵人となり（一九頁）、ほぼ同時に叙爵している。<sup>①</sup>彼も元來は撰関家の家政機関等に関与していたが、叙爵後は兄と異なり白河院に接近を図った。とくに、下総<sup>③</sup>・下野<sup>④</sup>と二度の受領を歴任した際、ともに義親を称する人物の追捕に当たったのは注目される。義親の詐称が、白河院に対する痛烈な政治批判を意味したと考えられるから、仲政の度重なる追捕は院への忠節を示す行為と考えて間違いない。保安四（一二三〇）年の犯人入京に際して院が自らその見物に赴いた事實は、この問題に対する院の関心と、仲政の立場を示す。また追討に際して大規模な武力を投入するなど武門としての性格を演出した点は注目されるが、反面捕えた犯人が偽物と断定されたり、国内・隣国を荒廃させるなど追討の結果は芳しくなく、<sup>⑥</sup>このことが彼の院近臣化、勢力伸張を阻む一因となったと考えられる。

さて、こうした家運の停滞が頼政の官歴にも反映することになる。彼は白河院判官代を皮切りに、保延四（一二三八）年に内蔵人、そして同年に女御道子未給により叙爵を許されるが、以後十年余り地位に変化はなく、久安三年の山門大衆入洛に際しても起用されていない。しかし、仁平三（一二五三）年二月に美福門院昇殿、久寿二（一二五五）年十月には兵庫頭<sup>⑦</sup>に任じられ父の跡を襲うなど、保元の乱直前になって鳥羽院側に組織された感がある。

ところで、保元の乱は俗界の権門相互が正面から激突した最初の事件であった。したがって両陣營の軍事力徴集・組織

化は従来にない規模で行なわれたのであり、当時の京武者の全てが兩軍に分かれて参戦したと称しても過言ではない。保元の乱は、京武者が武力として最大限動員された合戦だったことになるのである。しかしその一方、後白河陣営における軍事編成形態が、もはや単なる京武者連合を脱却していた点にも注目せねばならない。すなわち、乱勃発の当初より第一陣として投入され、乱後の恩賞も独占したように、戦闘の中心的役割を担ったのは平清盛・源義朝・同義康の三人だったのであり、頼政・頼盛らは全くその後塵を拝するに留まっていたのである。とくに度重なる受領の歴任によって多くの西国武士を率いていた平清盛と、南関東において「不能国司進止」<sup>⑧</sup>と称された強大な武威のもとに東国武士を組織した源義朝は、こうした広汎な諸国の郎等を乱に際して京に動員し得たことになり、狭隘な基盤にのみ依拠した京武者と截然と異なる存在だったと言える。そこで、かかる清盛・義朝のごとき軍事貴族を「武門の棟梁」と称することにしたい。<sup>⑩</sup>かくて保元の乱において、多くの地方武士を組織した棟梁を中軸とする新しい軍事体制が出現したのであり、院政期在京武力の中核を担った京武者の役割は決定的に低下するのである。そして彼らは続く平治の乱において、両棟梁の陣営に組織されてゆくことになる。

平治の乱は、後白河院政を志向するに信西らと、二条親政を実現しようとする旧鳥羽院近臣との対立、そして信西と信頼の確執を発端として、二大棟梁の軍事衝突によって結着を見た内乱なのである。京における軍事力の中枢を担う両者の対峙に伴って、彼らの主導権のもとに京武者も両陣営への参加を余儀なくされたのであり、先述したように官位では上位にあった光保が義朝を大将と仰いだという伝承も右の点を裏付けると言えよう（一八頁）。

乱の結果、周知のごとく義朝一族は全滅したが、それに伴って多くの京武者も運命を共にしたのである。こうしてみると、保元・平治の乱によって院政期に並存した京武者の多くが淘汰されたことになり、その後に残存したのは圧倒的な政治的地位と武力を有した平氏と、頼政以下ごく僅かな京武者にすぎなかった。

最後に、平氏全盛期における頼政と、その挙兵についてふれることにしたい。

平治の乱では土壇場で義朝と敵対し、平氏に勝利をもたらしたと伝えられる頼政も、乱後に何ら恩賞も与えられず仁安元(一一六六)年まで官位の変化もない有様で、決して恵まれた立場にあったとは言いがたい。彼は兵庫頭や大内守護と称される禁裏近辺の警護を担当し、典型的な京武者の官職を有したと言えるが、反面、形骸化した令制官職、院政に伴って無力化した内裏の警衛といった役割に、当時の頼政の地位が象徴されているようである。彼は仁安元年に兵庫頭を辞すと同時に、正五位下に叙され、続いて内昇殿を果たし、さらに翌年には息仲綱の伊豆守補任に伴って知行国主化するなど、やや地位の上昇が見られる。もっとも仲綱は五節舞姫の献上を断つたためか忽ち隠岐に転じられる有様で、承安元(一一七一)年に至って漸く伊豆に復している。この伊豆守という地位も、明雲等の配流のごとく流人の監視・護送と無関係ではないだろう。しかも頼政は老齢となっても、常に大衆入洛等に際して最前線に投入されており、政治的に地位を上昇させた平氏のもとで、彼は旧来京武者が担ってきた末端的な軍事・警察的任務を依然として強制されていたことになる。

かかる頼政が三位に叙され、公卿の末席に列したのは治承二(一一七八)年の暮れであった。度々和歌の会等を催して親密な関係にあった兼実さえ「第一之珍事」と仰天する破天荒な叙位であるが、これは徳子の皇子出産に喜悅した清盛の御祝儀とも言うべきものと考えられる。頼政は晩年に至って思いもかけない厚恩を平家より蒙ったことになるが、にも拘らず彼は、この僅か一年余り後に平氏に対する反逆を決意するのである。その直接的な理由は知る由もないが、平氏のクーデターによる後白河院幽閉といった事態に強い反発を感じていたことは疑いない。また、源氏始まって以来の公卿の地位も、諸国源氏の統率者に相応しいという認識を抱かせたのではないだろうか。

巨大な平氏の軍事力に対し、その網の目の外に存した権門寺院の武力と、地方武士の糾合によって対抗を企てた頼政らであったが、この時彼自身が率いた武力は渡辺党以下、摂津の所領周辺の武士が中心となっていたのであり、頼政自身は

京武者として反平氏蜂起を行なったことになる。治承四（一一八〇）年五月二十五日、宇治川付近の合戦において頼政一族は敗北、以仁王もろとも滅亡し去った。<sup>⑨</sup>院政期の左京武力の中樞を占めた京武者として最後の光茫を残し、頼政一族は族滅したのである。これ以後、京武者、そして撰津源氏一門が歴史の表舞台を再度華々しく彩ることはもはやなかった。

① 『中右記』永長二年正月五日条。

② 先述のごとく仲正は撰閤家勾当を勤仕していたし、『後二条師通記』

承徳二年八月二十三日条等に師通家の申次を行なった記事がある。

③ 『中右記』・『永昌記』元永元年二月五日条。

④ 『百鍊抄』保安四年十一月一日条に「前下野守仲正」とある。

⑤ 義親の出現の意味については、高橋氏前掲書（二七九〜八九頁）参照。

⑥ 『中右記』元永元年二月五日条によると仲政は「義親」を「雇置」

いた常陸国住人を捕えるために「相具具教百人兵士、廿余日越言来常陸

国、乱入百姓宅。万物推取了。件国八箇郡、其後人家煙 云々。此

事如何、誠不可為其功之人歟」と非難されているし、『百鍊抄』

「保安四年十一月一日条でも犯人は「非義親之由被定」とある。

⑦ 以上の官歴は『公卿補任』保元二年源頼政項尻付による。

⑧ 『兵範記』保元元年七月十一日条。

⑨ 『平安遺文』二五四八号、天養二年三月四日官官案（相模国大庭

御厨古文書）。

⑩ かかる棟梁が出現した背景については、改めて別稿で論じることにする。

⑪ 以上の官歴は『公卿補任』治承二年頼政項の尻付による。

⑫ 仲綱の伊豆守補任時期は不明だが、『兵範記』仁安二年十月二十九日条が伊豆守として記録に現われる最初である。

⑬ この間の事情については『兵範記』仁安二年十月二十九日、十一月一日条、及び『平安遺文』三四七一〜三三三号、伊豆守仲綱請文（兵範記

紙背文書）参照。

⑭ 『玉葉』承安二年七月九日条。

⑮ 『玉葉』治承元年五月二十三日条。

⑯ 『玉葉』治承元年四月十九日条。

⑰ 『玉葉』治承二年十二月二十四日条。

⑱ 『玉葉』・『山槐記』五月二十六日条。なお頼政の挙兵から滅亡に至る行動は、多賀宗集氏『源頼政』が詳細に論じている。

## む す び

以上、頼光から頼政に至る撰津源氏一門の興亡について、多田源氏・美濃源氏・頼政流などの各一族の盛衰を通して論じてきた。その主要な論点は次の通りである。

(一) 撰津源氏の祖・頼光、その子頼国は軍事貴族ではあったが、軍事的側面をほとんど表出させず、撰閤家等に対し一

般受領層と同様に経済奉仕を行なう存在であった。こうした官職が家職に優越する段階の軍事貴族を「兵家貴族」と規定する。

(二) 頼国の子頼綱は父祖と異なり、撰闕家に対して家政機関中枢への参加、所領寄進を行ない密接な関係を結ぶとともに、官職と無関係な軍事活動も見出され、所領における武力の育成・蓄積を行なった弟国房と同様に、兵家貴族を脱却する萌芽を示した。

(三) 十一世紀後半以降、京における軍事的緊張の高揚への対処、荘園支配等の目的で、院・撰闕家等の権門は軍事貴族を恒常的に組織し、官職等と無関係に軍事的に動員することになった。このため軍事貴族にとって家職は官職と同等以上の意味を有することになるのである。かかる段階の軍事貴族を「京武者」と称する。

(四) 京武者は自己の狭隘な所領をその主たる武力基盤とし、広汎な在地領主を組織することはなかった。彼らは基本的に荘園領主権門と結合し、その爪牙として在地領主を抑圧する立場にあった。

(五) 国房の子孫美濃源氏は院政に接近し、その爪牙として官職と無関係に常時武力として動員され、頼綱の子孫多田源氏は撰闕家の権門内統制の武力として活躍し、ともに十二世紀前半における京武者の典型的な行動を示した。

(六) しかし、保元の乱において諸国の広汎な武士を組織した武門の棟梁、平清盛・源義朝が出現するに及び、院政期在京軍事力の中枢を占めた京武者の役割は決定的に低下する。保元・平治の乱において彼らの多くは没落し、辛うじて生き延びた頼政も、全盛期の平氏に反逆して劇的に滅亡し、京武者は歴史の表面から姿を消すことになる。

さて、頼政の蜂起に呼応した諸国武士の反乱によって平氏は西走することになるのは周知の通りであるが、これに代わって入京した源義仲のもとで京武者たる撰源氏は一時的に息を吹き返す。例えば寿永二（一一八三）年七月二十九日に京中の守護を定めた際に、頼政の遺子頼兼が大内守護に、また美濃源氏の光長が一条の北、東洞院より梅宮にかけての警護

を割り当てられている（『吉記』）が、こうしたことは義仲の武力組織の脆弱さによるものと思われる。かかる体制も、義仲の孤立、滅亡によって崩壊し、かわって代官範頼・義経を通して、頼朝の支配が確立することになる。彼は義仲追討に際して、自身を源氏唯一の嫡宗と主張した（上横手雅敬氏『日本中世政治史研究』一五五頁など）が、それは義仲以外の源氏にも共通する論理であった。したがって摂津源氏の後裔たちは、一門とは言っても頼朝の下風に立つことを余儀なくされたのであり、さらにその派遣する東国御家人にすら頭使されるに至ったのである。こうした中で文治元（一一八五年）六月、多田行綱も平氏・義仲から守り通した多田荘を「きくわいによて」という呆気ない理由で奪い取られることになる（頼朝袖判大江広元奉書、多田神社文書）。彼はその後、没落する義経を襲い頼朝の歡心をかわんとしたが空しかったようである。かくて満仲以来の由緒をもつ多田荘は、多田源氏の手から永久に奪われるのであり、この一門がかかって清和源氏の嫡流に位置したことを物語る証拠は全く失われてしまうのである。

（日本学術振興会奨励研究員

## The Settsu-Genji 摂津源氏 Family

—some phases of the military nobility—

by

Yasuo Motoki

The propose of this article is, first, to make clear the existence and chronology of the Settsu-Genji family, and next, to establish the chronological periods involved in the formation of the military nobility, pointing out properties and characteristics of each period. In dealing with these topics some attention will be given to the weaknesses of the main Settsu-Genji families: the Toda-Genji, in line of descent from Yoritsuna, which includes Yorimitsu and Yorikuni; and the Mino-Genji, who follow from Kunifusa and the families of Nakamasa and Yorimasa.

In the begining of the eleventh century these families were in the "Heika Kizoku" period. While their social status was that of military nobility, they did not often exercise their military function. However, later in the same century they linked themselves with powerful families like the In and Sekkan-ke, and regularly performed bellic tasks both for those families and otherwise. This period is called the "Kyomusha" period. Their military strength was on a precarious foundation since they were placed in opposition to the rural loads. Later, as Taira no Kiyomori and Minamoto-no-Yoshitomo succeeded in consolidating a very wide power base from the ranks of the rural loads, the Settsu-Genji never managed to go beyond the gains made during the "Kyo-musha" period.

## The Jitian Yanggu 寄田仰穀

by

Mitsuo Yamamoto

According to Hanshu Xiyu-chuan 『漢書』西域伝, they had a practice called jitian yanggu in the district of Tarim Basin in the 1st century B.